

建設工事の入札参加登録をされている皆様へ

令和7年3月28日

大 阪 府

## 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす 事象に関する情報の通知について

建設業法の改正に伴い、建設工事の落札者は、「工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象※に関する情報」があると認められる場合には、落札決定日から契約締結までの間に発注者に対して、当該情報がある旨を通知することが義務付けられました（建設業法第20条の2第2項）。

落札決定後から契約締結までの間に上記の事象に該当する場合は、別記様式「通知書」を発注者にご提出ください。

なお、令和7年4月1日以降の公告案件から適用することとします。

※建設業法施行規則第13条の14第2項で定める事象

- 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

お問い合わせ先

総務部契約局総務委託物品課

企画・システムグループ

06-6941-0351（内線 5375）